

折々の記 No173 : 君命に受けざるところあり (君命有所不受) ! (H23/5/27 記)

東電福島原発 1 号機の海水注入中断問題は、政府説明とは違い、福島原発所長の判断で中断されることなく継続されていたことが 26 日明らかになった。政府の情報管理、現場と本部との意思疎通の問題が明らかになった。然しながら、緊急事態における現場と司令部との関係という危機管理上の重要な問題を孕んで居る。現場の裁量で決められる範囲は何処までなのか、如何なる事態の場合には司令部の判断を仰ぐべきなのか、報告し判断を仰ぐ暇のない場合にはどうすれば良いのかという根源的な問題がある。

現場と本店とのテレビ会議では「首相の了解が得られていない」とのことで注水停止で合意したと言われる。然しながら、実態は現場所長の判断で海水注入は継続されていたと言う。緊迫の 3 月 12 日の、時系列的な経緯は、下表の通りである。

1450	東電清水社長海水注入了解
1453	淡水注入停止
1518	東電→官邸及び保安院へ FAX : 準備出来次第海水注入実施
1536	1 号機水素爆発
1739	総理指示(10km 圏内避難)
1800	官邸 海水注入に関する会議
1805	経産省東電に海水注入指示、首相が海水注入についての検討指示、原子力安全委員長：再臨界の可能性ゼロではない発言
1825	総理指示(20km 圏内避難)
1904	東電海水注入開始 (1925 中断、2020 再開したと東電は認識しているが現実には吉田所長の破断で注入継続)
1906	東電から保安院へ海水注入開始の口頭報告
1925	官邸の東電社員から本社へ「首相の了解が得られていない」旨の連絡
“	東電本店と発電所 TV 会議：海水注入中断を決定
1955	首相が海水注入を指示
2005	1 号機海水注入指示(経産相)法 64 条 3 項
2020	吉田所長名で東電本店へ「1 号機海水注入再開」報告

(各種新聞記事等から作成)

① 現場に任せろべきは任せよ！

海水注入に関する本来の権限は、現場の所長にあると東電の「アクシデントマネジメント」に規定されているのであり、現場を知らない首相や官邸が容喙すべき事項ではない筈だ。

それを、何を勘違いしたか、これぞ政治主導とばかりに要らざる容喙をしたことが問題

である。現場に任せるべき事項と司令部が判断すべき事項を峻別し、指示を仰ぐ暇なき緊急時の対応などを定めてある危機管理マニュアルが整備されているのであれば、任すべきだ。現場のことは現場が一番解って居る。任せきれない政府・官邸や東電本店が情けない。

② 要らざる慮りは害悪そのもの！

本店も（「現場所長も」と云えば言い過ぎだろう。現実には慮ることなく海水注入を継続しているのだから・・・）、要らざる慮りをしたのだろうが、緊急時にそれは無用だ。何故、キチッと撥ね付けなかったのか疑問である。官邸にいた東電社員からの1925頃の連絡を受けた本店と所長は、官邸の意向に沿うべく海水注入の中断を決定したのだ。（実際は、現場所長の判断で注入は継続していたが・・・）これを慮りと云わずして何という。

③ 抗命には厳罰で対処すべし！

現場の所長が本店とのテレビ会議で同意したにも関わらず、海水注入を継続したのであるならば、所長たる現場指揮官が、命令違反・抗命したことになる。厳罰覚悟で不服従した筈だ。それを美化してはならない。組織が破綻する懸念がある。厳罰に処すべきである。

④ 結果が良ければ良しとするか？

現場指揮官として、その信念に反する命令・指示が発令された場合にはどうすべきか？その命令や指示が科学的根拠も合理的理由もない、或いは現場の状況を全く無視していると判断した場合でも、唯々諾々と服従すべきなのだろうか？現場所長の判断を支持する声も多い。結果的には正しい判断だったのだろう。だとしても会議の席上毅然として反論すべきだったのではないだろうか？それがあべき姿ではないかと思考する。

⑤ 君命受けるべきか

現場指揮官の意に反する命令・指示が発令された場合にはどうすべきか？その命令や指示が科学的根拠も合理的理由もないと破断した場合でも、唯々諾々と服従すべきなのだろうか？

この様な場合を想定した名言がある。即ち、孫子九変篇第八の五利に「君命に受けざるところ有」（「君命有所不受」）とある。

将帥にとって、君命に従うことが天下国家のために、明らかに悪い結果を齎す恐れがある場合には、君命と雖も従ってはいけないとの意であろう。このような極限状況における権限が将帥には与えられているというのが孫子の考えである。

確かに、この理を拡大解釈して、不服従が横行するとすれば、それは余りにもの拡大解釈である。不服従ひいては、独断専行が罷り通ってはならない。

独断専行には、自ずから限界と条件がある。作戦要務令の綱領第五にある「独断専行」というのは、「常に上官の意図を明察し大局を判断して状況の変化に応じ自らその目的を達し得べき方法を選び、以って機宜を制せざるべからず。」という意味であり、上官意図

の明察、大局判断、本来目的の達成が必須である。

(F)